

ヘイトスピーチ等の人種差別を禁止する法律の整備を 求める意見書

近年、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動、いわゆるヘイトスピーチが行われ、このような言動に反対する声が高まり、社会問題化している。

最高裁判所第3小法廷は、この12月9日、京都朝鮮第一初級学校の付近において、いわゆるヘイトスピーチを行った団体及びその構成員らに対し、これらの行為を差し止め、損害賠償を命じるとした1審、2審の判決を維持し、上告を棄却する決定をした。

これにより、ヘイトスピーチを行った団体の発言は、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約にいう人種差別に該当し、これらの同団体らの行為は、表現の自由の濫用であって、法的保護に値しないとわがざるを得ないとの2審判断についても確定したところである。

また、国連人種差別撤廃委員会は、日本国が平成7年（1995年）に加入した、このあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約について、締約国での状況について報告を求め審査してきたところである。

国連人種差別撤廃委員会は本年8月、日本国が適用を留保（いわゆる国際法において留保とは多国間の条約の適用を一部除外又は制限することである。）している、同条約第4条（a）、すなわち、人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布など、すべての暴力行為又はその行為の扇動なども、法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること及び（b）、すなわち、人種差別を助長し及び扇動する団体及び組織的宣伝活動その他のすべての宣伝活動を違法であるとして禁止するものとし、このような団体又は活動への参加が法律で処罰すべき犯罪であることを認めることについて、同委員会からの、日本国への留保の撤回勧告にかかわらず、留保を維持するとする日本国の決定を遺憾とし、日本国の法制が条約第4条の全ての規定を完全に遵守していないことを懸念する最終見解を採択したものである。

よって、日本国政府においては、上述条約第4条（a）及び（b）の、締約国としての留保の撤回を速やかに行い、併せて、この内容を含めた、ヘイトスピーチ等の人種差別を禁止するための国内法制を早急に整備することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

堺市議会

衆議院議長	}	各宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
法務大臣		